

広島県病院事業管理規程第二号

広島県病院事業組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

広島県病院事業組織規程等の一部を改正する規程

(広島県病院事業組織規程の一部改正)

第一条 広島県病院事業組織規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の表県立広島病院の項中「内視鏡科」を「内視鏡内科」に、「胸部外科」を「心臓血管・呼吸器外科」に、「耳鼻いんこう科・頭頸部外科」を「耳鼻咽喉科・頭頸部外科」に、「放射線科」を「放射線診断科、放射線治療科」に、「麻醉集中治療科」を「麻醉科」に、「薬剤科」を「薬剤科、栄養管理科」に、「救命集中治療科」を「救急科」に、「健康推進センター」

「地域連携センター」
地域連携科 を 「地域連携センター」
栄養管理科 地域連携科 に改める。

第八条第一項県立広島病院の部総合診療科、麻醉集中治療科、臨床研究検査科及び薬剤科以外の各科の項中「麻醉集中治療科」を「麻醉科」に、「及び薬剤科」を「薬剤科及び栄養管理科」に改め、同部麻醉集中治療科の項中「麻醉集中治療科」を「麻醉科」に、「麻醉集中治療医」を「麻醉科医」に改め、同部薬剤科の項の次に次のように加える。

- 栄養管理科
- 一 栄養管理に関すること。
 - 二 患者の給食に関すること。

第八条第一項県立広島病院の部健康推進センターの項中「健康推進センター」を「地域連携センター」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

附則第二項中「共通業務室長」を「共通業務担当監」に改める。

別表第二号の表技師長の項中「放射線科」を「放射線診断科、放射線治療科、放射線科」に改め、同表副技師長の項中「県立広島病院の放射線科及び臨床研究検査科」を「放射線診断科、放射線治療科及び臨床研究検査科」に改め、同表主任看護専門員の項の次に次のように加える。

栄養指導管 理員	栄養管理科	上司の命を受け、栄養指導に関する事務 を整理する。	必要に応じ置 く。
-------------	-------	------------------------------	--------------

別表第二号の表医長及び医員の項中「地域連携科、栄養管理科」を「栄養管理科、地域連携科」に改める。

(広島県病院事業決裁規程の一部改正)

第二条 広島県病院事業決裁規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第四号)の一部を

次のように改正する。

第二条第六号を次のように改める。

六 担当監 組織規程附則第二項に規定する共通業務担当監をいう。

第七条第二項中「室長」を「担当監」に改める。

(広島県病院事業職員給与規程の一部改正)

第三条 広島県病院事業職員給与規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「医療職給料表(一)及び(三)の適用を受ける職員」の下に「(医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち県立安芸津病院の副院長の職を占める職員を除く。)」を加える。

別表第二イの部六級の項中「室長」を「担当監」に改める。

別表第四県立安芸津病院の部を次のように改める。

県立安芸津病院		
院長	二種	
事務長	四種	
副院長	三種又は四種	

別表第四に備考として次のように加える。

備考 県立安芸津病院の副院長の職に係る区分は、その職を占める職員が医療職給料表(一)の適用を受けるものにあつては三種、医療職給料表(三)の適用を受けるものにあつては四種とする。

別表第五口医療職給料表(三)に次のように加える。

六級	四種	五〇、〇〇〇円
----	----	---------

(広島県病院事業財務規程の一部改正)

第四条 広島県病院事業財務規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第六号中「児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改める。

別表第一中 「事務員手当
児童手当
賃金」を 「事務員手当
児童手当及び子ども
手当
賃金」に改める。

別表第四中 「児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。